

事務事業総点検に係る対応方針

政策企画部

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
企画課	市内高等学校長・市長懇談会事務	休・廃止	中学校と高校とが連携し、青少年の健全な育成に資する取り組みが実施されるなど個別の動きがあり、全体の議論から具体的な取り組み段階へと移行していることから、本事業としては一定の役割を果たしたと考えられるため、廃止する。	二次点検・評価
市民相談課	市政モニター実施事業	改善	一つのアンケート手法で市民の民意をすべて拾うことは難しいため、市政モニター制度等も含め広聴手法の整理を行い、目的や趣旨に合わせ有効なモニタリング事業の実施に繋げていく。また、平成24年度より実施している新たな市民からの意見募集の手法である「携帯・スマホアンケート」では、アンケート終了後3日以内に回答結果の公表を行っている。引き続き試行実施ののち、有効なツールとしての検証を行い、平成25年度内に本格実施を行う。	二次点検・評価
市民相談課	市民相談事業	改善	今後も、市民の安全・安心のまちづくりをめざす本市の姿勢に沿い、市民相談窓口では、様々な悩みを持つ市民が安心した生活を送れるよう、経験豊富な相談職員が生活相談として適切なアドバイスを行ったり、より専門的な相談には弁護士等の専門相談を設け、問題解決に向けた相談事業を行っていく。 弁護士などの専門家による相談には、高額な相談料が発生することもあるが、本市では法律相談を一人1年度1回のみとの制限を設けた上で、身近な相談場所として無料で相談を受ける場所を提供し、問題解決に向け市民に利用いただいている。弁護士による法律相談は、平成25年6月より相談人数を1日6人から8人へ拡充を行っている。また、平成25年度には新たな専門相談として、無償で大阪司法書士会の協力で「成年後見相談」と、大阪民事調停協会の協力で「民事調停手続き相談」を実施し、専門相談の充実を図っている。	二次点検・評価